

令和5年度(2023年度)第2子以降の幼児における保育の必要性に関する申請書兼申請内容変更届

八王子市長 殿

私(申請者)は、申請(申請内容変更)にあたり、次の項目に同意します。

- 1 令和5年度(2023年度)八王子市私立幼稚園等園児保護者負担軽減給付費実施要綱に定める預かり保育料及び幼稚園型一時預かり事業の利用料に対する給付の受給資格に関し、八王子市長が私の世帯に係る住民登録、市町村民税額、生活保護・児童扶養手当の受給の有無、施設等利用給付認定及び教育・保育給付認定の取得状況等を調査、確認すること(個人番号提供書の提出による個人住民税関係情報の確認を含む。)
2 1により得た情報を受給資格審査その他の附帯業務のために八王子市が利用すること
3 八王子市長が、給付費の算定及びその他の附帯業務のために、預かり保育事業及び幼稚園型一時預かり事業の利用状況並びに納入状況を園児が在籍する(在籍した)施設に確認すること
4 受給資格者及び給付額の決定に係る情報を、園児が利用する(利用した)施設に提供すること
5 給付額の受領に関する権限を園児が在籍する(在籍した)施設に委任すること

記入の際は、別紙ご案内や二次元バーコード先の「よくある質問」をご覧ください。



※ 令和6年(2024年)3月15日を過ぎると、本申請ができなくなります。また、退園した日の翌日又は八王子市から転出した日から対象ではなくなります。

Application form section 1: Includes fields forフリガナ, 園児氏名, 生年月日, 在籍施設名, 申請内容(変更内容), 要件, and 保育の必要性がある月.

Application form section 2: Includes fields forフリガナ, 申請者(保護者), 生年月日, 住所, 電話番号, and 市町村民税課税世帯に該当.

※保護者及び同居の世帯員が市町村民税非課税世帯のときは、別途「施設等利用給付認定」の第3号認定の申請が必要です。

Table with 4 columns: 氏名, 申請者との続柄, 生年月日, and 備考. Includes a note for those living separately.

◎八王子市外から引越しされた方は市町村民税課税証明書等の提出が必要です。

(課税状況が確認できない場合、受給資格の有無を決定できません。)

Form for tax status: 令和5年(2023年)1月1日の住所, 申請者/配偶者, 市内/市外, and checkboxes for 証明書添付, 後日提出, 提出済み.

【裏面に続く】

保育の必要性に関する提出書類等確認表

◎父母それぞれについて、該当する事由に✓をつけ必要書類を添付してください。

No.	事由	父	母	該当する場合に必要な書類等
1	就労・内定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労証明書（市様式で3か月以内に発行されたもの） ● スケジュール表 ※複数の会社での勤務（ダブルワーク等）又は裁量労働制の就労の場合のみ
2	求職	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ● 求職活動を常態としていることがわかる書類 （ハローワークの登録証や紹介状のコピー等）
3	出産	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子手帳のコピー（保護者の氏名と分娩予定日がわかるページ）
4	疾病	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ● 診断書（3か月以内に発行された原本で通院日数と保育が困難な状況が具体的に記入されたもの）又は難病医療費等助成の医療券等のコピー ※精神障害者保健福祉手帳が交付されている場合は、手帳のコピー
5	障害	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳又は療育手帳（愛の手帳）のコピー
6	介護・看護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険被保険者証のコピー、通院日数が記入された診断書（3か月以内発行の原本）、身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）、精神障害者保健福祉手帳のコピーのうち、いずれか1点 ● スケジュール表
7	就学	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ● 在学証明書の原本又は学生証のコピー（両面） ● カリキュラムの写し及びスケジュール表
8	災害	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災証明書等
9	不存在	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ● 離婚・未婚・死亡の場合、提出書類はありません。 ● 別居をしていて離婚調停中（裁判）である場合、そのことがわかる書類 （調停呼出状のコピー等で夫婦関係調整事件（離婚）のものに限ります。） ※住民票を異動していない場合は「別居の申立書」も必要となります。 ● 拘禁証明等の拘禁されていることがわかる書類（拘禁中の場合のみ） ● 捜索願受理証明書等の行方不明であることがわかる書類（遺棄の場合のみ）

※ 保育の必要性を確認するため、勤務先等へ勤務内容等を照会することがあります。

※ 出産事由の有効期間は出産予定日の2か月後が含まれる月の末日です。事由を変更し再度申請を希望する場合は、申請内容変更届の手続が必要です。

※ 求職活動中、内定又は月48時間未満の就労で申請した後有効期限内に就労を開始し、就労証明書を提出することで引き続き本給付費を受けることが可能です。就労証明書の提出がない場合は、決定を受けた月の翌々月末日をもって有効期間が満了します。就労証明書の就労開始（予定）日が本給付費を希望する月の申込み締切日以前であっても、就労開始（予定）日が証明日の翌日以降（内定）の場合や保育の必要性を証明する書類の提出がない場合、保育の必要性の事由は「求職活動」です。

※ 育児休業中で申請する場合、有効期間開始日までに職場復帰していただきます。復帰後の勤務内容については、原則として提出していただいた就労証明書の内容での復帰をしていただきます。なお、申請児童のための育児休業だけでなく、申請児童以外のための育児休業であったとしても職場復帰となります。期日までに職場復帰しなかった場合は本給付費の対象外です。

（参考）保育の必要性における有効期間について

No.	事由	必要性の基準	期限がつく場合
1	就労	実働月48時間以上の就労が常態であること。	実働月48時間未満の就労の場合、有効期間は3か月の期限付きです。
2	求職(内定)	求職活動を継続的に行っていること。	有効期間は3か月の期限付きです。
3	出産	出産のため、保育が困難であること。	有効期間は、出産予定月の前後2か月です。 (最大5か月間)
4	疾病	疾病により、保育が困難であること。	有効期間は、治癒した月又は治療等の必要がなくなった月の末日です。
5	障害	障害により、保育が困難であること。	
6	介護・看護	月48時間以上の介護・看護が常態であること。	有効期間は、介護・看護の事由が消滅（治癒等）した月の末日です。
7	就学	月48時間以上の就学が常態であること。	有効期間は、就学修了日を含んだ月の末日です。
8	災害	災害復旧により、保育が困難であること。	